独立行政法人国立印刷局の平成28年度評価結果の反映状況

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条の4の規定に基づく評価結果の業務運営の改善及び事業計画への反映状況については、以下のとおりである。

平成29年度業務運営の改善への反映状況(※2)	平成30年度事業計画への反映状況(※3)
_	_
	平成29年度業務運営の改善への反映状況(※2)

^{※1} 国立印刷局の平成28年度の業務実績に関する評価書(平成29年9月1日付け財務省理財局)から該当箇所を抜粋した上で記載する欄。

^{※2} 平成29年度の業務実績に関する自己評価書に基づき記載する欄。

^{※3} 平成30年度事業計画から該当箇所を記載する欄。